

中央区ふるさとまつり出店募集要項

令和8年6月

この要項は、中央区ふるさとまつりの出店者を募集する上で必要な事項を定めたものです。よくご確認のうえ、出店申込書等一式を提出してください。

1 イベント概要について

イベント名	第34回中央区ふるさとまつり
日時	令和8年10月18日(日)10:00~15:00 ※荒天中止
会場	中央公園、栄町ロードステージ、きぼーる
主催	中央区ふるさとまつり実行委員会(以下、実行委員会という)

2 出店品目について

(1) 調理販売

○	加熱調理食品で調理工程が簡単なもの ポテト、から揚げ、フランクフルト、たこ焼き、焼鳥、豚汁など
×	ごはん・パン類、生野菜、生卵、乳類、生食用の魚介・食肉など

地域団体	食品営業許可証は 不要
食品の販売を生業とする者	食品営業許可証は 必要 ※営業区域「千葉県内一円」で有効期限内のもの ※1品目ごとに1つ許可証の提出が必要 2品目以上販売する場合は、給水・保冷設備も2倍必要

(2) パッケージされた菓子やカップ麺などの未開封食品

アレルギー表示は必ず記載してください。常温保存した場合において、食品衛生上の問題がない場合に限り販売が可能です。

(3) 飲料品

○	・かん・びん・ペットボトル等の容器に密閉された飲料 ・既製品飲料を容器に注いで提供する
×	・お酒や自家製ジュース、コーヒーにミルクを注ぐ

なお、出店品目の詳細な基準については、保健所食品安全課(☎043-238-9934)へお問い合わせください。

3 出店に伴い必要な備品等について

【各自持ち込みいただくもの】

コンロ等の火器、調理器具、ポリタンク、消毒液等の衛生用品

※火器を取り扱う場合、必ず消火器をご用意ください。

【レンタル品一覧表】 出店申込書に必要な数をご記入ください。

物品	単価(円)	備考
テント	4,000	9尺×2間(約2700×約3600mm)
机	900	450×1800mm
イス	250	
パネル	1,500	900×1800mm
発電機	7,000	
延長コード	200	コードリール20m又は30m
横幕	2,000	5間(約9000mm)
耐火ボード	1,200	机1台分

※テント以外は持ち込み可能です。

※火器を取り扱う場合、机と耐火ボードは上記レンタル品を使用させていただきます。

※会場内に電源はありませんので、発電機をご使用ください。

4 出店料等について

出店が決定しましたら、出店料等を事前にお振込みいただきます。お支払いの時期、金額については別途ご連絡します。また、以下の点について、特にご承知おきください。

(1)参加料について

参加料として、10,000円をお支払いいただきます。(実行委員の関係団体を除く。)

(2)ごみ処理手数料について

飲食を伴う出店者の方は、来場者が出したごみ処理に係る費用として1,000円お支払いいただきます。なお、各店舗で出たごみは各自お持ち帰りください。

(3)試供品を出す場合について

試供品を出す場合は、別途使用料が必要です。

(4)中止等の場合の出店料等の取扱いについて

荒天等のやむを得ない事情により、まつりの中止または一部縮小が決定した場合でも、出店料等の返金はできません。

(5)出店者側の都合によりキャンセルする場合について

出店料等お支払い前	出店料等及びキャンセル料なし
出店料等お支払い後	出店料等の 返金不可

5 出店申し込み方法

提出期限	令和8年8月14日(金)消印有効
提出物 ※★は必須	<p>★出店申込書(様式第1号)</p> <p>★誓約書(様式第2号)</p> <p>・取扱食品等一覧表</p> <p>・食品営業許可証(写)</p> <p>【後日提出するもの】</p> <p>★従事者名簿(様式第2号の2)</p> <p>※出店者説明会(令和8年9月9日(水))までにご提出ください。</p> <p>・腸内細菌検査成績書または検便実施表(3か月以内に実施したもの)</p>

提出方法	窓口、郵送、FAX、Eメール、電子申請
提出先	〒260-8733 千葉市中央区中央4-5-1きぼ一11階 中央区ふるさとまつり実行委員会(中央区地域づくり支援課内) 電話：043-221-2105 FAX：043-221-2179 メール：chiikizukuri.CHU@city.chiba.lg.jp

6 出店決定

実行委員会にて選考を行い、後日、結果をご連絡します。応募多数の場合は、千葉市内の団体を優先させていただきます。各出店者のテントの位置については、9月下旬に決定します。なお、提出書類は返却しませんので、ご承知おきください。

7 出店者説明会

食品を伴う出店者は、出店決定後、別途ご案内する出店者説明会へご出席ください。

8 出店に関するその他の取り決め

(1) 出店全般に関すること

- ①出店内容の変更や申込者以外の第三者に出店権利を譲ることはできません。
- ②当日は、拡声器、マイクを用いた宣伝行為は禁止します。BGMの使用もできません。
- ③法令を遵守し、地域を盛り上げるイベントとしてふさわしい内容としてください。特に、飲食物の提供を行う場合は、安全・衛生に細心の注意を払ってください。イベントにふさわしくないと判断した場合は出店できませんのでご了承ください。
- ④中央区ふるさとまつり出店規約を遵守してください。暴力団関係者、総会屋その他の反社会勢力の関係者は出店できません。誓約書(様式第2号)と従事者名簿(様式第2号の2)を事前にご提出いただきます。

(2) 会場の使用に関すること

- ①開催時間中の会場内への車両の進入は一切できません。
- ②開催時間の前後の決められた時間に限り、荷物の搬出入を行うためとして車両の乗り入れが可能です。荷物の搬出入は実行委員会の指示を遵守してください。
- ③当日、駐車場の用意はございません。近隣の駐車場を各自で確保してください。
- ④会場内の共用の水道では、調理器具等の洗い物を行わないでください。
- ⑤会場内に電源はございません。電源を使用したい場合、発電機等をご使用ください。

(3) 出店者の責任、義務に関すること

- ①事故が発生した場合や、購入者からの苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ②実行委員会・警察・消防・保健所等により指導があった場合は、それに従ってください。指導に従わない場合、当日であっても出店取り止めとなります。
- ③まつり終了後は、出店者が責任を持って周囲を清掃し、出店スペースの原状回復を行ってください。レンタル品についても、破損等が無いよう取り扱いには十分注意してください。なお、万が一著しい汚れや損傷等が認められた場合には、それに関わる諸経費に

については、出店者に負担していただきます。

9 お申込み・お問合せ

〒260-8733 千葉市中央区中央4-5-1きぼーる11階
中央区役所地域づくり支援課内 中央区ふるさとまつり実行委員会事務局
電話：043-221-2105 FAX：043-221-2179
メール：chiikizukuri.CHU@city.chiba.lg.jp